

👉 気をつけて

トラブル注意報!!

～脱毛エステのトラブル～

トラブル注意



「通い放題」「期間・回数無制限」??

途中でやめたら返金がない...

解約したのに支払いが続く...

中途解約・精算トラブルに注意!



事 例

- ① 知人に紹介されたエステ店に行った。会員になると会員割引で脱毛料金が半額以下となり、化粧品セットを購入するとさらに安くなると勧められ、脱毛と 20 万円の化粧品セット、入会金も含め 70 万円をクレジットの分割払いで契約。その後、高額な契約に不安になり解約を申し出たら、化粧品は解約できないと言われた。
- ② 「通い放題」の脱毛エステを契約。しばらく通っていたが、突然業者が倒産。クレジットの支払いが残っているが、脱毛サービスを受けることができない。支払いたくない。

脱毛エステサービスのトラブルの特徴や問題点

- ▶ お試し、無料体験のつもりが、長期間、高額な契約を勧められ契約・・・
- ▶ 通い放題コースの場合、「有償で施術を受けられる期間」と「無償」の期間とに分かれていることで、中途解約・清算時にトラブルに
- ▶ 脱毛機器が自分の肌に合わなかった、引っ越した、仕事が忙しくなったなどの理由で通えなくなり、途中で解約せざるを得ない状況になることも
- ▶ 予約が取りにくい、業者が倒産し施術が受けられないなどのトラブルも

トラブルにあわないためのポイント！

- ▶ 「今日だけ割引」などとせかされても安易に契約しない
- ▶ 金額、施術内容などに不安がある場合は、きっぱりと断る
- ▶ 長期の契約の場合、「解約しなければならないとき」を想定し慎重に！

心配な場合には、都度払いができるコースやエステ店を選ぶ

- ▶ 契約書面を必ず確認
 - ・有償の期間・回数と単価 ・中途解約の条件
 - ・クーリング・オフできるか
 - ・クレジット契約の支払い期間、回数、支払い総額
- ▶ 不安な時、困ったときは早めに消費生活センターに相談

＜お問合せ・ご相談は＞

伊達市消費生活センター（伊達市役所 1 階）



024-574-2233

(2025.3)